

共通仕様書

反社会的勢力の排除について

東京ガスは、東京ガスグループとして掲げている「私たちの行動基準」において「反社会的勢力への毅然とした対応」を定めており、総会屋、暴力団などの反社会的勢力に対する利益供与や便宜を図るなどの行為はどのような行為であっても行わないことを宣言しております。

そこで本仕様書では、東京ガスが発注する売買、工事、作業等について、反社会的勢力への利益供与等を排除することを目的として、お取引先の皆さまに表明していただく事項、その他付随する取引条件としてご了承いただく事項等について共通に定めさせていただきました。

弊社から発注する売買、工事、作業等においては、本仕様書記載の各条項が例外なく適用されることとなります。

予めご理解、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

(以下、東京ガス株式会社を「甲」、甲から受注するお取引先各社を「乙」といいます。)

(表明保証)

第1条 甲及び乙は、本共通仕様書交付時及び将来にわたり、自己、自己の役員若しくは自己の重要な使用人(以下、「自己等」という。)又は経営を実質的に支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でないこと、自己等が反社会的勢力の威力等を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供する等その維持運営に協力等しないこと(但し、法令により取引が義務付けられているものは除く)、および法的な責任を超えた不当な要求行為等(準ずるものを含む)をしないことを表明保証する。

(下請又は再委託先)

第2条 甲又は乙は、事業に関連して契約する自己の下請又は再委託先業者(数次にわたるときはその全てを含む。以下、「下請等」という。)が前条に反しないことを確約し、違反が判明した場合は、下請等との契約を解除し又はそのための措置をとる。

(解除)

第3条 甲又は乙は、相手方が前2条に反した場合は、直ちに、甲乙間で締結した契約を解除することができる。但し、第1条についての解除は、何らの通知催告を要しない。

(損害賠償)

第4条 甲又は乙は、本仕様書に基づき契約を解除したことにより、相手方が損害を被ったとしても、解除者はこれによる一切の損害賠償を要せず、被解除者は相手方が被った損害を賠償する。

以上